

広島県私立学校耐震化緊急促進事業費補助金交付要綱

平成21年3月5日 学事第133号
(平成21年11月20日 一部改正)
(平成23年 8月 5日 一部改正)
(平成25年 3月28日 一部改正)
(平成27年 6月16日 一部改正)
(平成28年 6月28日 一部改正)
(平成28年10月11日 一部改正)
(平成31年 4月 1日 一部改正)
(令和 3年 4月27日 一部改正)
(令和 3年11月 9日 一部改正)
(令和 5年 4月 1日 一部改正)
(令和 5年 5月 1日 一部改正)

(趣旨)

第1条 県は、県内に設置された私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下「私立学校」という。）における学校施設の安全性を確保し、在籍する生徒等の生命を守り、また、災害時には避難場所の拠点としての機能を果たすため、学校法人が行う私立学校の校舎等の耐震工事に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において、広島県私立学校耐震化緊急促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる学校の区分、事業及び経費並びに補助率は別表に掲げるとおりとする。

(補助金の不交付等)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する学校法人に対しては、その状況に応じ、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

- (1) 役員間、教職員間又はこれら両者間において訴訟の継続その他内紛があり、長期にわたり運営が著しく阻害されているもの
- (2) 広島県、日本私立学校振興・共済事業団、公益財団法人広島県私学振興財団、公益財団法人広島県私立幼稚園連盟若しくは公益社団法人広島県専修学校各種学校連盟に対する債務償還又は公租公課（私立学校教職員共済の掛金を含む。）の納付を1年以上怠っているもの
- (3) 破産手続開始決定を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財政事情が極度に窮迫しているもの
- (4) 法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反し、相当期間を経過してい

ないもの

- (5) 経理その他の事務処理が著しく適正を欠き、補助金に係る事業の適正な執行を期しがたいもの
- (6) その他補助金交付の目的を達成する見込みがないと認められるもの

2 設置する学校が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該学校は、当該学校法人に対する補助金の算定対象から除外する。

- (1) 教育条件が極めて低く、補助効果が期待できない学校
- (2) 教職員の争議行為等により、現に教育・研究その他の学校運営が著しく阻害されており、その期間が長期に及んでいる学校
- (3) 教育及び研究に関する機能の全部又は一部を長期間休止している学校

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書及びその様式は、別記第1号様式のとおりとし、提出部数は1部とする。

2 前項の申請書提出時期は、別に定める。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定により付する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）、及び補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は、廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業を行う学校法人は、交付決定を受けた日の属する年度中に工事を完了させ、指定期日までに知事の完了検査を受けなければならない。
- (5) 補助対象になった施設については、避難場所として活用すること。（情報提供は工事完了後、学校法人が行う。）

2 第1項第1号の規定によって、軽微な変更として処理できる範囲は、幼稚園にあっては幼稚園施設整備要綱第10条、私立学校（幼稚園を除く。）にあっては高機能化要綱第11条に定める軽微な変更該当する場合とする。

3 補助事業者が第1項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次のとおりとする。

- 一 補助事業変更承認申請書 別記第2号様式
- 二 補助事業中止（廃止）承認申請書 別記第3号様式

4 補助事業者が第1項第3号による報告をする場合の様式は、次のとおりとする。

- 一 事業期間延長承認申請書 別記第4号様式

5 第1項第4号の指定期日は、別に定める。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、知事が指示する場合には、別記第5号様式により事業遂行状況報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとし、その提出期限は当該補助事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は補助金の額の確定後に交付するものとする。

(帳簿等の保存期間)

第10条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第22条ただし書の規定による知事が定める期間は、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成14年3月25日文科科学省告示第53号)」の別表に定められた期間とする。

(実施細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月5日から施行し、平成20年度分、平成21年度分及び平成22年度分の補助金のみ適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月28日から施行し、平成25年度分から平成27年度分までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月16日から施行し、平成27年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月28日から施行し、平成28年度分から平成30年度分までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成28年11月10日から施行し、平成29年度分及び平成30年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分及び令和2年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月27日から施行し、令和3年度分及び令和4年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年11月9日から施行し、令和3年度分及び令和4年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分及び令和6年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行し、令和5年度分及び令和6年度分の補助金に適用する。

別表

学校の区分	事業	経費	補助率
幼稚園	私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱（平成11年4月1日文科大臣裁定）（以下「幼稚園施設整備要綱」という。）に定める耐震補強工事及び改築工事（耐震化工事に限る。以下「耐震改築工事」という。）に基づき、国の補助対象となった事業	(1) 耐震補強工事の場合 国の補助対象となった経費 ※1を満たすこと	6分の1 以内 ※3を満たすこと
小学校、中学校、高等学校	私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校施設等高機能化整備費））交付要綱（平成13年4月1日文科科学大臣裁定）（以下「高機能化要綱」という。）に定める防災機能強化施設整備（耐震補強工事及び耐震改築工事）に基づき、国の補助対象となった事業	(2) 耐震改築工事の場合 学校施設環境改善交付金の当該年度の耐震補強単価に改築工事に係る延床面積を乗じた額（既存建築物の延床面積を上限） ※1・2を満たすこと	

※1 年度ごとの1学校あたりの補助対象経費は400万円以上1億8千万円以下とする。また、そのうち1棟あたりの補助対象経費は1億円以下とする。

※2 耐震改築工事に必要な経費（実費）の方が低い金額の場合は、実費を補助対象経費とする。

※3 補助金と国庫補助金の合計額が、補助対象経費の1/2を超える場合は、補助金と国庫補助金の合計額が1/2となる額を限度とする。